

---

# イランの第11期大統領選挙

## 「公正な選挙」実施の試みと核交渉への影響

坂梨 祥

Sakanashi Sachi

---

### はじめに

2013年6月に行なわれたイランの第11期大統領選挙は、「公正な選挙」を実施するための非常に慎重な準備のうえに行なわれた。そして、それにより「公正な選挙」は成功裡に実施され、イラン・イスラーム共和国体制の正統性は一時的にも強化され、その最高指導者であるハーメネイ師の基盤固めも可能となった。その後国民により選ばれたロウハーニー大統領は、就任からわずか3ヵ月で、イランにとって最大の外交課題である核交渉に、「包括的解決に向けた『ジュネーブ暫定核合意』」（以下、ジュネーブ合意）というブレイクスルーをもたらした。

本稿においては、第11期大統領選挙に際する「公正な選挙」実施のための一連の試みに焦点を当て、イラン・イスラーム共和国体制にとって第11期大統領選挙がもつ意味を、あらためて明らかにすることを試みる。第11期大統領選挙を「公正に」実施すべきとする認識の背景には、2009年に実施された第10期大統領選挙の苦い経験があった。よって本稿の前半においては、まず第10期大統領選挙の経緯に触れ、そのうえで第11期大統領選挙に先立ち行なわれた大統領選挙法の改正過程を取り上げる。次いで第11期大統領選挙そのものに焦点を当て、今回の選挙に際し観察された、特筆すべき取り組みの数々を、あらためて確認することにしたい。

その一方、第11期大統領選挙によるロウハーニー大統領の選出は、間違いなく「ジュネーブ合意」の大きな原動力となった。しかし過去10年以上にわたるイラン核交渉の経緯を振り返ると、ジュネーブ合意成立の決め手となったのは大統領というよりも、むしろ最高指導者の決断であったように思われる。そこで本稿の後半では、核交渉の過程においてかつて成立しながら履行には至らなかった別の合意（2009年10月のいわゆる「スワップ合意」）の例を取り上げ、核交渉における最高指導者の位置付けを明らかにするとともに、第11期大統領選挙がジュネーブ合意に及ぼした影響を考察することにしたい。

「アラブの春」以降、さかのぼれば2003年のイラク戦争以降、ゆるやかに変容を続ける中東地域秩序のなかでイランが果たしうる「新しい役割」が、昨今注目を集めている<sup>(1)</sup>。本稿はそのようなイラン・イスラーム共和国の現在の「あり方」を明らかにすることにより、その「新しい役割」を含むイランの今後を展望する一助とする試みである。

## 1 第11期大統領選挙

イランの第11期大統領選挙結果は、ほぼすべてのイラン専門家にとって大きな驚きであった。その理由は、2009年6月実施の第10期大統領選挙をめぐる一連の経緯と関連している。イランの第10期大統領選挙においては、左派の大御所であるムーサヴィー元首相が、右派に属するアフマディーネジャード大統領の再選を阻止すべく出馬し、活発な選挙戦を繰り広げた<sup>(2)</sup>。しかしムーサヴィー陣営の健闘にもかかわらず、選挙の実施母体である政府内務省はあまりにもあっさりと、「アフマディーネジャード圧勝」との選挙結果を発表し、最高指導者もこれを祝福した。これに対し、選挙に不正があったと直感した人々は路上での抗議行動に繰り出したが、最高指導者を含む体制の有力者たちはこの抗議行動に「反乱(フェトネ)」というレッテルを貼り、「私が投じた票はどこか」という人々の抗議行動は、ただ封殺されてしまった<sup>(3)</sup>。

このような一連の流れはイランの観察者たちに、イラン・イスラーム共和国における選挙はもはや形骸化し、選挙とは最高指導者の意中の候補に「当選」というお墨付きを与えるだけのものとなっている印象を与えた。それゆえにイランの専門家たちは、第11期大統領選挙に際しても、「今日のハーメネー最高指導者はどのような大統領を最も好ましく思うか」という観点から、選挙予測を行なった。

一方で、第10期大統領選挙に際しては、左派の有力者たちが「反乱」を煽動したとして一斉に逮捕・周縁化され、抗議行動と治安部隊の衝突では死者も出た。そしてそのような一連の展開は、人々に投票を躊躇させるものと思われた。第11期大統領選挙に先立っては実際に、「票を投じてそれがカウントされないならば、投票しても意味はない」という声が、イラン国内のいたるところで聞かれた。そしてそのようななか、最高指導者の「意中の候補」が当選を果たす環境は、ますます整っているように思われた。

しかし、これらの憶測はすべて誤りであった。まず、最高指導者の意中の候補はジャーリーあるいはガーリーバーフといった、治安面にも強みをもつ右派候補と推測されたが、選挙結果をみると、両者とも当選圏にははるか及ばなかった。また、選挙戦で最も鋭い現状批判を展開したロウハーニーは「最高指導者の不興を買い」、当選は無理ではないかと噂されたにもかかわらず、結局は当選を果たした。さらに、投票という行為自体に失望したと考えられた国民の7割以上は第11期大統領選挙でも投票所に足を運び、自らの1票を投じたのである<sup>(4)</sup>。

本節ではそのような第11期大統領選挙において、ロウハーニー候補が当選を果たした背景をあらためて考察する。まずは選挙に先立つ大統領選挙法改正の過程に焦点を当て、次いで、いわば体制の思惑と国民の選択の接点のうえでロウハーニーが当選を果たした経緯を、振り返ってみることにしたい。

### (1) 大統領選挙法の改正

2013年6月14日に実施された第11期大統領選挙は、2013年1月に護憲評議会<sup>(5)</sup>によって承認された、「修正大統領選挙法」(旧大統領選挙法を一部修正)にのっとり実施された。イ

ラン・イスラーム共和国において大統領選挙法は1985年に制定され、その後1993年に2度にわたり修正されており、今回の改正は約20年ぶりのこととなった<sup>(6)</sup>。

この法改正による最大の変更事項は、選挙の実施母体である内務省のうえに、選挙過程全体を監督する機関として「選挙実施中央委員会」（以下、中央委員会）を設置した点である。この中央委員会は、内務大臣と国会議長団の代表1名、検事総長、情報大臣、および「各界の名士7名」の合計11名で構成することも定められた<sup>(7)</sup>。

中央委員会の設置をめぐるのは国会において、設置推進派と反対派の間で、活発な議論が交わされた。そして一連の議論からは、大統領選挙法の改正を目指す議員たちの問題意識が浮き彫りとなった。中央委員会の設置推進派は、「第10期大統領選挙に際し人々が選挙に対して抱いた『疑い』を晴らすため」に、同委員会の設置が必要であることを強く主張した<sup>(8)</sup>。つまり中央委員会は、人々が選挙の公正さに疑いを抱くことがないように、との目的の下、設置が目指されたことになる。同様の議論は、中央委員会の構成メンバーをめぐる審議でも聞かれた。中央委員会のメンバーを決める審議に際し、推進派の議員たちは、「人々の選挙への信頼を回復するため」、「人々の（不正などに関する）心配を取り除くため」、また「誰もが選挙は公正に行なわれたと感じられるように」、中央委員会メンバーに「三権の代表とならび人々の代表（各界の名士7名）」を含めるよう求めた<sup>(9)</sup>。

中央委員会の設置に反対の議員たち（政府の代表として審議に参加していた内務省次官を含む）は、「歴代の大統領選挙は内務省の管轄と護憲評議会の監督の下つつがなく行なわれており、中央委員会の設置など不要」であると主張した。しかし議決の結果、中央委員会の設置は賛成多数で可決された。また、中央委員会は内務省が発表する公式結果発表を事前に承認することも定められた<sup>(10)</sup>。つまり国会においては、第10期大統領選挙（の実施方法）は大混乱を引き起こしかねないほど多くの「疑い」を生み、その結果大混乱が生じたこと、そしてそのような事態の再発は防ぐべき、という認識が、一定程度共有されていたことになる<sup>(11)</sup>。中央委員会設置推進派の議員たちはまた、「選挙への信頼が回復されなければ（選挙を正統性の柱のひとつとする）体制にとってもマイナスとなる」ということも、繰り返し指摘した。

一方で、このように「誰の目から見ても公正な選挙の実施」にこだわった中央委員会設置推進派の議員が視野に入れていたのは、「人々の信頼回復」だけではなかった。第10期大統領選挙の混乱を契機に左派の有力者が周縁化されたことにより、第11期大統領選挙は右派内部の戦いになることが予想されていた。そしてその戦いが「公正に」実施されることは、右派の国会議員たちにとって差し迫った関心事項であった。左派という共通の敵を失ったことで、右派内部の亀裂も徐々に表面化し始めており、その対立は特に、より強硬なアフマディーネジャード大統領派とより穏健な（いわば）保守本流勢力の間で顕著であったが、保守本流勢力は内務省が主管の選挙では政府、すなわち大統領派が有利になりかねないことを危惧していたと考えられる<sup>(12)</sup>。

さらに、大統領選挙法改正の審議と時を同じくして、革命防衛隊の「選挙操作（“election engineering”）」が注目を集めていたことも、中央委員会設置の追い風となったと考えられる。

革命防衛隊とはアフマディーネジャード大統領の出身母体であると同時にハーメネイー最高指導者の権力基盤であり、アフマディーネジャード政権期にその力を拡大させた組織であるが<sup>(13)</sup>、その革命防衛隊は2005年の第9期大統領選挙においてすでに、アフマディーネジャードの当選に重要な役割を果たしたと指摘されてきた。

革命防衛隊が第11期大統領選挙でも最高指導者の意中の候補の当選に何らかの役割を果たす可能性は、かねてから指摘されていたが、そのようななか革命防衛隊の最高指導者名代が「合理的かつ論理的な選挙操作は革命防衛隊の本質的義務」であると公言したことで、イラン国内は騒然とした<sup>(14)</sup>。この発言が行なわれる頃にはアフマディーネジャード大統領は最高指導者との対立を深め、革命防衛隊の支持を失っていたが、その大統領はこの発言を「選挙結果を自らの思いのままにしようとする思い上がり」と呼び、強く非難した<sup>(15)</sup>。他方、革命防衛隊による選挙介入の可能性は、「公正な選挙の実施」を目指す国会の中央委員会設置推進派にとっても、同じく脅威とみなされた。

このように、選挙実施中央委員会は「公正な選挙の実施」の重要性をめぐる認識が深まったことにより設置されたが、その認識の背景には複数の事象があった。まず2009年の第10期大統領選挙の経緯から、傷ついた「選挙への信頼」を取り戻す必要があった。次いで同じ「右派」内部で戦われる大統領選挙の過程を、誰にとっても公正な方法で実施するという差し迫った必要もあった。さらに、イラン国内で注目を集めた「選挙操作の可能性」を打ち消すことも必須であるとみなされた。これらの一連の認識は結局より多くの議員に共有されるに至り、中央委員会の設置が決まった。

## (2) 大統領選挙の実施

大統領選挙法の改正が完了すると、それ以降はとにかく「法にのっとる」行動を促す最高指導者の呼びかけの下、選挙が実施されていった。イランの大統領選挙では、まず立候補希望者がその届け出を行ない、その後護憲評議会が立候補希望者の資格審査を行なう。そして護憲評議会が立候補の資格ありと判断した者のみが出馬を認められ、選挙戦を戦う。有権者は満18歳以上の男女であり、投票が締め切られると同時に開票が始まる。内務省は開票経過を一定の時間ごとに発表し、最終的に内務省が発表する公式結果が、正式な選挙結果として受け入れられる。

第11期大統領選挙では、選挙の1つ1つのプロセスが、慎重のうえにも慎重を期して行なわれた。そして「誰の目にも公正な」選挙を実施しようという意気込みは、さまざまな局面で看取された。たとえば護憲評議会による立候補資格審査に際しては、合計686名が立候補登録を行なった一方で、有資格と認められた候補者は全8名にとどまった。しかし護憲評議会が選んだ8名は、今日の体制が許容する範囲内で最大限の多様性を備えており、「実際に選択肢が存在する選挙」を演出しようとする意思がうかがわれた。

そして選挙期間中にも、8名の候補者間に「可能な限りの公平性」を確保しようとする努力が繰り返され、誰の目にも明らかなかたちで行なわれた。たとえば、全候補者の出席する国営テレビの公開討論の場においては、演説の順番は透明なカゴを使ったその場のくじ引きで決められた。また、各候補者の発言時間は均等に割り当てられ、時間をオーバーした

場合は次の発言に際し前回のオーバー分が差し引かれるという徹底ぶりであった<sup>(16)</sup>。

「公平性」をそのように可能な限り確保した公開討論の場においては、候補者たちの「実力」はそのままテレビに映し出された。その結果、ハーメネイー最高指導者の「意中の候補」と目され、選挙戦でもハーメネイーが掲げるさまざまな標語に最も忠実な発言を繰り返していたジャリーリー候補は、他の候補者たちから非難の集中砲火を浴びた。ジャリーリーは2007年11月以来、国家安全保障最高評議会（SNSC）事務局長としてイランの核交渉を率いていたが、核交渉の行き詰まりはジャリーリーの交渉術の未熟さによるということ、ほかの候補者たちは次々と指摘したのである。そして一連の公開討論において、ジャリーリーの核交渉に対してだけでなく、文化・内政・外交など幅広い側面に関連して最も強い現状批判を展開したのがロウハーニーであった。

それでも投票日のほんの数日前までは、人々はまだ投票に行くか行かないか、行ったとして誰に投票するかを決めかねているように見受けられた。各通信社が独自に行なう「世論調査」からも、そのような様子が読み取れた<sup>(17)</sup>。しかし選挙の2日前になって、ハーメネイー最高指導者は広く国民に呼びかけた。「何らかの理由で今の体制を支持しない国民もいるであろう。しかし体制ではなく国のために、一票を投じるべきである。そして自らの存在を（世界に）知らしめるべきである」<sup>(18)</sup>。

そしてその後、選挙後の混乱を回避するための警告があらためて行なわれた。投票日当日になって護憲評議会のジャンナティー事務局長が、「内務省の発表する結果のみが正式なものであり、一方的な勝利宣言は『裏切り』である」と、各陣営に釘を刺したのである。第10期大統領選挙に際しては、投票が終わるや否や各陣営が勝利宣言を行ない、それにより情報が錯綜し混乱が深まった側面があった。しかし第11期選挙に際しては、そのような可能性はあらかじめ排除することが試みられた。

これまでみてきたような、「公正な選挙」実施のための一連の入念な下準備の結果、投票は無事に終了し、開票も各陣営の代表の立ち会いのもと、着々と行なわれた。投票日の翌朝、開票の途中経過が最初に発表された時点においてロウハーニーの得票率はすでに5割に迫っており、ロウハーニーが最終的に5割以上の得票率を確保し1回の投票で当選を決められるかということが終始注目を集めた<sup>(19)</sup>。ロウハーニーの得票率は最終的にかろうじて5割を超え、その当選が決まると、2位のガーリーバーフ陣営と3位のジャリーリー陣営はただちに、祝福のメッセージを送った。

### (3) 第11期大統領選挙の分析

以上が選挙の一連の経緯であるが、ここであらためて、ロウハーニーの当選理由、および第11期大統領選挙の過程から浮かび上がる、今日のイラン・イスラーム共和国体制における選挙の意味につき、考えてみることにしたい。

ロウハーニー当選の理由としては、これまでもさまざまな説明が試みられている<sup>(20)</sup>。まず、ロウハーニー候補の実績がものを言ったとする説がある。選挙期間中最も強く、行き詰った核交渉を含む現状を批判していたロウハーニーは、かつてハタミー政権時に核交渉の責任者を務め、交渉相手との信頼醸成に向けた複数の合意を成立させた実績を有した。

次に、ロウハーニー陣営の選挙戦術が奏功したという説もある。選挙戦で善戦するロウハーニー陣営に対しては、改革派の有力者であるハータミー元大統領と「プラグマティスト」派の有力者であるラフサンジャーニー元大統領がともに、投票日の数日前になって明確な支持表明を行なった。今日でも人気の高いハータミー元大統領のロウハーニー支持表明は、改革派支持層に大きな影響を与えたとされる。

さらに、むしろ対峙する保守派陣営の「無策」が、ロウハーニーの勝因であると分析する者もある。「共通する手ごわい敵」を欠く第11期大統領選挙においては、同じ保守派のなかから「保守強硬」と「保守本流」候補が並立し、さらに「保守本流」勢力は候補者の一本化に失敗し、保守派の票が割れてしまったとされている。また、2005年の第9期大統領選挙時にはアフマディーネジャード支持で結束した革命防衛隊も、今回は「ジャリーリー支持派」と「ガーリーバーフ支持派」に割れたという指摘もある。

これらのうち、いずれの要因が決定的となったにせよ、選挙に先立ち行なわれた大統領選挙法の改正を含む、「公正な選挙」実施のためのあらゆる試みがあったからこそ、(誰かの「シナリオどおり」ではない) 観察者にとって予想外の選挙結果が生まれたものと思われる。そして第11期大統領選挙を「公正に」、また成功裡に実施したハーメネイー最高指導者は、以下のことを成し遂げるようになった。

第1に、公正な選挙を成功裡に実施したことで、体制の正統性は一時的にも回復したと考えられる。第2に、最高指導者は、「法にのっとる」立候補資格審査を経て、自らにとっての潜在的脅威となりかねないアフマディーネジャード大統領派やラフサンジャーニー元大統領などを排除し、自らの足場固めを行なえたと考えられる。そして第3に、革命防衛隊による「選挙操作」の可能性も排除したことで、選挙に対する人々の信頼を一定程度回復させられたものと思われる。

第11期大統領選挙に際し、もう1点特筆すべきは、最高指導者が選挙への動員に対し、「イスラーム体制のためではなくともイランのために」投票をするよう人々に促した点である。最高指導者のこの発言がどの程度の効力を発揮したかは定かでないが、「イランのために」という訴えは今日のイラン・イスラーム共和国で確かに求心力をもち、第11期大統領選挙においてはその動員力の活用が試みられたという点も、忘れるべきではないだろう。

## 2 ジュネーブ暫定核合意

イラン核開発問題の大きなブレイクスルーと呼ばれる「ジュネーブ暫定核合意(ジュネーブ合意)」が成立したのは、2013年11月24日のことである。ロウハーニー政権発足から100日目を目前にして成立したこの合意は、2002年8月のイラン核問題発生当時から数えれば、10年以上を経てようやく成立したものである。

10年にわたる核交渉の過程を振り返ると、2009年10月にも、実は同じくジュネーブで、イランと交渉相手の「P5+1」(国際連合安全保障理事会常任理事国5ヵ国+ドイツ)の間で、通称「スワップ合意」が成立している。当時この合意も大きなブレイクスルーであるとして歓迎されたが、結局履行には至らなかった。その理由は明らかにされていないが、この

合意に対する十分な支持がイラン国内で得られなかったことが、頓挫の理由とされている。

本節においては履行には至らなかった2009年10月のスワップ合意と、2014年1月20日からすでに履行が開始されている2013年11月のジュネーブ合意の比較から、核合意の成立に必須と考えられる条件について考察したい。その際には核交渉を通じイランが達成したい目的と、イラン・イスラーム共和国体制内における最高指導者の位置付けに、特に着目することにしたい。

### (1) イラン核交渉の経緯

10年以上にわたる核交渉の過程において、イランの目的は一貫していた。それは、ウラン濃縮の権利を確保する、という一点に尽きる。「イランは核拡散防止条約（NPT）加盟国として、核の平和利用の権利を有している」というのがイランの主張である。2002年8月にイランにおける未申告の核施設の存在が明らかになると、イランは当初「信頼醸成」を目的に、ウラン濃縮関連活動を停止した。信頼醸成のための核技術開発停止という合意を成立させたのは、2003年10月の「テヘラン宣言」および2004年11月の「パリ合意」署名当時、イランの核交渉責任者を務めていたロウハーニー SNSC 事務局長であった<sup>(21)</sup>。

ウラン濃縮関連活動を一定期間停止した後、イランが2005年8月に、ウラン濃縮の前段階であるウラン転換作業の再開に踏み切ったのも、「ウラン濃縮の権利の確保」のためであった。イラン側との一連の協議を経て、当時イランとの交渉にあたっていたEU3（欧州連合のうち英独仏3カ国）は結局、イランにウラン濃縮の放棄を要請する方針を固めていた。これに対してイランの側は、濃縮の権利の確保を目標に、「NPTの枠内で」、「国際原子力機関（IAEA）の監視下で」、実施可能な核技術開発をとにかく続けるという方針に舵を切ったのである<sup>(22)</sup>。

2005年8月は、ハータミー政権に代わりアフマディーネジャード政権が成立した時期に重なった。しかし当時のイラン国内の動きからは、ウラン転換作業の再開という大方針転換は、アフマディーネジャード大統領の就任に先立ち、「国家的決断」として行なわれていたことが明らかである。当時のSNSC関係者の発言によれば、ウラン転換作業の再開決定は、最高指導者と歴代の首相・大統領が出席する少人数の会合において行なわれた<sup>(23)</sup>。

そして、ウラン転換作業がいったん再開されると、アフマディーネジャード大統領は「イランは濃縮の権利を放棄しない」との主張を貫き、核技術開発を進めた。それによりイラン核問題は国連安保理に付託され、イランに対しては4次にわたり国連安保理制裁決議が採択されたが、イランは「濃縮権の確保」を至上目標に、核技術開発をひたすら継続した<sup>(24)</sup>。

### (2) 「スワップ合意」（2009年）

そのようななか、イランとP5+1（イラン核問題が国連安保理に付託されてからは、核協議はこの枠組みで行なわれた）の協議で「スワップ合意」が成立したのは、第2期アフマディーネジャード政権が成立した直後の2009年10月のことであった。「スワップ合意」とはイランで製造された濃度3.5%のウランを国外に搬出し、ロシアで20%弱まで濃縮を進め、それをフランスに搬送して燃料棒に加工したものを、再度イランに搬入するという取り決めであった。

この合意を可能にした背景としては、米国におけるオバマ政権の発足が挙げられる。オバマ政権に先立つ米国のブッシュ政権は、イランにおける秘密理の核施設の存在が明らかになるや否や、「ウラン濃縮の完全放棄」をイランに要請した。そして濃縮を放棄するまではイランとは対話もしないという方針を維持した<sup>(25)</sup>。しかしオバマ大統領はその方針を転換し、イランに対話の手を差し伸べるとともに、イランとP5+1の核協議の場にも米国の代表を同席させた。すなわちこの「スワップ合意」は、イランと米国の代表が同席する場において成立し、そのこともあり、当時大きな注目を集めた。

しかし、この合意にはいくつかの問題があった。まず、スワップ合意は最終的にイランにアイソトープ製造のための核燃料を供給するものではあったが、イランがそれまで備蓄した濃度3.5%のウランをロシアに引き渡すことが、その条件であった。そしてこの合意は、イランにとって最大の目標である「ウラン濃縮の権利」をイランに対して保証するものではなかった。この合意は逆に、20%の濃縮はたとえそれが（医療用アイソトープ製造という）平和利用目的のものであっても、イランが独自に行なう道を封じる可能性すら含んでいた。

一方でイラン国内の状況を見ると、スワップ合意が成立した2009年10月には、イラン国内はまだ第10期大統領選挙後の混乱のさなかにあった。アフマディーネジャード大統領の「圧倒的再選」に疑義を呈した左派の有力者も緑運動（ムーサヴィー陣営は緑をシンボルカラーとし、自らを緑運動と名乗った）の指導者も次々と逮捕され公の場で裁かれるなか、核交渉における合意を歓迎するようなムードは、国内に整っていなかった。また、第10期大統領選挙後に世界のメディアで流れたイランの治安部隊と人々の衝突の映像は、オバマ政権にも対話方針の継続を躊躇させるなど、米・イラン対話のモメンタムは大きく揺らいでいた。

さらに、第10期大統領選挙はイランの右派勢力内部にも亀裂を生んだ。アフマディーネジャード政権による選挙運営方法は、（2012年に開始された大統領選挙法改正の一連の過程からも明らかなおり）「右派」内部からも不信の目を向けられた。しかしそれにもかかわらず、アフマディーネジャード大統領は最高指導者の意向に明確に反する行動を繰り返すことで、第10期大統領選挙後に深まった「体制に対する不信感」と、自らとを切り離すことを試みた。つまり第10期大統領選挙を契機に、最高指導者の足場は二重の意味で揺らいでいたことになる。そしてその不安定感、フェトネ（反乱）というレッテルによっても、また最高指導者の大統領に対する優位をいくら強調しても、容易にぬぐい去れるものではなかった。最高指導者はそのような状況のなかで大統領の核合意を祝福し、核交渉における合意の実現という「得点」を、大統領に与えるわけにはいかなかったのである。

### (3) ジュネーブ暫定核合意（2013年）

これに対して、ジュネーブ合意が成立した2013年11月の状況は、2009年当時とは大きく異なっていた。2010年6月に第4次対イラン国連安保理制裁が採択されて以降、対イラン制裁は格段に強化され、2012年にはイラン原油のボイコットも始まり、イランの原油輸出収入は1年で6割以上減少していた。また、金融制裁の強化により輸出入は滞り、中間財を輸入に頼る工場の多くは閉鎖に追い込まれ、失業率が上昇すると同時に原油輸出収入の減少からイランの通貨リアルは暴落し、輸入品の値上がりはインフレに拍車をかけた。そして



このような経緯から、2013年のジュネーブ合意は「制裁が効果を上げた」からこそのものであるという指摘は、きわめて一般的になっていた。

しかし、ジュネーブ合意に至る経緯をより注意深く振り返ると、ただ制裁を強化するだけでは、交渉は決して動かなかつたであろうことがわかる。第1に、ジュネーブ合意に向けたプロセスは、2013年1月に2期目に入ったオバマ政権のイニシアチブによって、2013年3月、つまりアフマディーネジャード政権期にすでに開始されていた<sup>(26)</sup>。つまり第2期オバマ政権はロウハーニー政権の発足に先立って、核交渉における何らかの合意を模索し、イラン側に積極的に働きかけていたことになる。

一方で、イラン国内の事情も重要である。ロウハーニーは1980年代以降、つねに体制の安全保障政策決定過程にかかわってきた、ハーメネー最高指導者の信頼あつた人物である。そのロウハーニー大統領は、イラン・イスラーム共和国体制を「救うために」変化が必要であることを、ハーメネー最高指導者に説いたとされる。1997年に就任したハータミー大統領も、2005年に就任したアフマディーネジャード大統領も、みな「変化」のスローガンを掲げたが、ハータミー大統領とアフマディーネジャード大統領が掲げる「変化」はともに、体制の枠組み自体も揺るがしかねない側面をもっていた。これに対しロウハーニーは、体制の枠組みを動揺させる「変化」ではなく、体制の枠組みを守るための「変化」の必要性を強調したとされている。

さらに、ロウハーニー大統領は選挙を通じ国民によって、行き詰った核交渉を打破するというマニフェストを与えられていた。そして「民意が望む変化」に賛同し、これを後押しすることは、米国のオバマ政権にとっても困難なことではなかった。そしてこれらの条件に加え、第11期大統領選挙を通じハーメネー最高指導者が体制内で相対的な安定を獲得できていたからこそ、「ハーメネー最高指導者の決断の下に」、ジュネーブ合意の成立と履行が可能となったと考えられる。ハーメネー最高指導者の「核合意」への後押しは、2009年のスワップ合意時には欠け、2013年のジュネーブ合意時には確固たるかたちでそこに存在するものであった。そして核交渉の前進を通じて、ハーメネー最高指導者はまたさらに、(国民を失望させなかったという意味で)自らの相対的な安定を強化することができたのである。

## おわりに

これまでみてきたとおり、イランの第11期大統領選挙は公正な選挙を実施するための、非常に入念な準備のうえに行なわれた。この「公正な選挙」が必要であるとの認識は、一方では第10期大統領選挙の苦い経験と、他方では「右派」同士が戦う選挙を「誰が見ても公正なものとする」必要の、双方に基づくものであった。「右派」同士の選挙においては、「右派」内の一派閥である大統領派が、他より有利になってはならないと考えられた。また、2期にわたるアフマディーネジャード政権期にその影響力を拡大させた革命防衛隊による介入も、「人々の選挙への信頼」回復のためには排除すべきと考えられた。

そして第11期大統領選挙がこのような認識のもとに無事実施されたことにより、選挙を

正統性の柱のひとつとするイラン・イスラーム共和国体制の安定も一時回復され、「公正な選挙の実施」を訴え続けたハーメネイー最高指導者の正統性も確保された。ハーメネイー最高指導者は自らの足場固めをするにあたり、イランという国への人々の愛国心にも訴えかけ動員を試みたが、その結果、選挙の投票率は7割以上に上った。

一連の選挙の過程を経て、最高指導者が目の前の脅威を排除し、その相対的安定が確保されたことは、核交渉にも好影響を及ぼした。2009年のスワップ合意が頓挫した経緯を振り返っても、核交渉をめぐる大きな方針転換にあたっては、最高指導者は自らの安定をまず確保する必要がある。第11期大統領選挙はそれを可能にしたからこそ、2013年11月のジュネーブ合意の成立が可能であったと考えられる。

今日、イランで実施される選挙には立候補資格審査があり、つまり選挙は完全に自由なものではない。そして、そのような選挙は欧米諸国の指導者によって、これまで繰り返し「実質的な意味をもたない」「茶番」であるなどとして批判されてきた。しかし今回の選挙に際するそのような発言に対しては、イランの人々自身が反発している<sup>(27)</sup>。そして第11期大統領選挙の一連の過程から浮かび上がるのは、むしろイラン・イスラーム共和国という枠組みのなかで徐々に培われてきた、ある種の政治的成熟であるようにすら思われる。大統領選挙法の修正に始まる、人々の選挙への信頼を取り戻すための一連の取り組みはみな、イランの選挙の「民主的」側面を示しているように思われる。

選挙に際する「愛国心」への訴えかけにも垣間見えるとおり、さまざまな政治変動によって中東地域全体が流動的になっている今日、「中東の生まれながらの大国」としてしかるべき地位を占め、しかるべき役割を果たしたいという希求は、今日イランの最高指導者、政府、そして国民によって共有されている。そしてその共有は、少なくとも現時点においては、2014年2月11日で35周年を迎えたイラン・イスラーム共和国体制の枠組みを維持する、要素のひとつとなっているように思われる。

- (1) たとえば、“U.S. and Iran Face Common Enemies in Mideast Strife,” *New York Times*, 6 Jan. 2014 (<http://www.nytimes.com/2014/01/07/world/middleeast/iran-offers-military-aid-but-not-troops-to-iraq.html>); “Is Iran the United States’ new best friend in the Middle East?” *Christian Science Monitor*, 7 Jan. 2014 (<http://www.csmonitor.com/World/Security-Watch/terrorism-security/2014/0107/Is-Iran-the-United-States-new-best-friend-in-the-Middle-East-video>)などを参照。
- (2) イラン・イスラーム共和国体制内部では、右派勢力と急進的な左派勢力との対立が1980年代から存在し、1990年代以降も左派は「改革派」、右派は「保守派」あるいは「原理志向派」と名前を変え、対峙を続けた。
- (3) 2009年6月に実施された第10期大統領選挙に関しては、『アジ研ワールド・トレンド』182号(2010年11月)の「特集・イランの民主化は可能か」に収められた一連の論考を参照。
- (4) 2013年6月15日夜8時頃に内相が発表した選挙結果は以下のとおり。投票率は72.7%で、総投票数は3670万4156票、うち有効投票総数は3545万8747票であったとされた。結果：ハサン・ロウハーニー1861万3329票、モハンマド・バーゲル・ガーリーバーフ607万7292票、サイド・ジャリラーイー416万8946票、モフセン・レザーイー388万4412票、アリー・アクバル・ヴェラーヤティー226万8753票、モハンマド・ガラズイー44万6015票。

- (5) 護憲評議会とは、国会で制定される法律が憲法およびイスラーム法に反していないか判断を下す機関。最高指導者が任命するイスラーム法学者6名と、最高指導者が任命する司法長官が指名し国会が承認する法学者6名の、合計12名で構成される。イラン・イスラーム共和国憲法第99条は、護憲評議会には国政選挙の監督義務もあることを定めている。
- (6) 大統領選挙法改正の経緯と、当初の改正法案については、“Matn-e eslahie-ye jadid-e qanun-e entekhabat-e riyasat-e jomhuri,” *Asr-e Iran*, 25 Oct. 2013 (<http://www.asriran.com/fa/news/238128/%D9%85%D8%AA%D9%86-%D8%A7%D8%B5%D9%84%D8%A7%D8%AD%DB%8C%D9%87-%D8%AC%D8%AF%DB%8C%D8%AF-%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86-%D8%A7%D9%86%D8%AA%D8%AE%D8%A7%D8%A8%D8%A7%D8%AA-%D8%B1%DB%8C%D8%A7%D8%B3%D8%AA-%D8%AC%D9%85%D9%87%D9%88%D8%B1%DB%8C>)などを参照。
- (7) 選挙実施中央委員会の構成を含む詳細は、修正大統領選挙法第31条に盛り込まれている。修正大統領選挙法の本文は、護憲評議会のウェブサイトで参照可能 (<http://www.shora-gc.ir/Portal/Home/ShowPage.aspx?Object=News&ID=3bd7fdaf-98fd-432c-a24c-f70e2a415dde&LayoutID=26486264-caf3-4edb-b140-ba753a5c0890&CategoryID=ff0668dd-649c-4d53-a9ba-23ec1caed3be>)。
- (8) 大統領選挙法修正をめぐる一連の審議の様子については、ISNA (Iranian Student's News Agency) などイラン国内の通信社が詳しく報じた。たとえば以下の記事などを参照：“mokhalefat-e majles ba hazf-e hei'at-e ejrai-ye entekhabat,” *Tabnak*, 5 Dec. 2013 (<http://www.tabnak.ir/fa/news/289222/>)。
- (9) たとえば、以下の記事などを参照。“majles ba hazf-e haft mo'tamed-e mardomi az tarkib-e hei'at-e ejrai-ye entekhabat mokhalefat kard,” ISNA, 6 Dec. 2013 (<http://isna.ir/fa/news/91091507968/%D9%85%D8%AC%D9%84%D8%B3-%D8%A8%D8%A7-%D8%AD%D8%B0%D9%81-%D9%87%D9%81%D8%AA-%D9%85%D8%B9%D8%AA%D9%85%D8%AF-%D9%85%D8%B1%D8%AF%D9%85%DB%8C-%D8%A7%D8%B2-%D8%AA%D8%B1%DA%A9%DB%8C%D8%A8-%D9%87%DB%8C%D8%A7%D8%AA>)。
- (10) “majles bar taid-e natayej-e shomaresh-e ara-ye entekhabat tavassot-e heiat ejrai esrar kard,” ISNA, 12 Dec. 2013 (<http://isna.ir/fa/news/91092111773/%D9%85%D8%AC%D9%84%D8%B3-%D8%A8%D8%B1-%D8%AA%D8%A7%DB%8C%DB%8C%D8%AF-%D9%86%D8%AA%D8%A7%DB%8C%D8%AC-%D8%B4%D9%85%D8%A7%D8%B1%D8%B4-%D8%A2%D8%B1%D8%A7%DB%8C-%D8%A7%D9%86%D8%AA%D8%AE%D8%A7%D8%A8%D8%A7%D8%AA-%D8%AA%D9%88%D8%B3%D8%B7>)。
- (11) 第10期大統領選挙に対するイラン国民のとらえ方に関しては、「到底許容しがたいもの」であったということを、鈴木も指摘している。鈴木均「イランの民主化は可能か——特集にあたって」『アジア研ワールド・トレンド』182号、3ページ。
- (12) たとえば、選挙実施中央委員会の設置に向け積極的な弁論を展開した議員の1人であるメルフダード・ラーフイーは、第11期大統領選挙に際してはガーリーバーフ陣営に加わっていた。
- (13) 近年の革命防衛隊の拡大に関しては、佐藤秀信「革命防衛隊をめぐるイランの政軍関係の変容」『アジア研ワールド・トレンド』182号、8-11ページを参照。
- (14) たとえば、“ali saidi: vazife-ye zati-ye sepah mohandesi-ye ma'qul va manteqi-ye entekhabat ast,” *BBC Persian*, 8 Jan. 2013 ([http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/01/130108\\_139\\_sepah\\_saeidi\\_ir92election.shtml](http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/01/130108_139_sepah_saeidi_ir92election.shtml))などを参照。
- (15) たとえば、以下の記事を参照。“ahmadinejad: enteqad az qasd-e barkhi baraye mohandesi-ye entekhabat,” *Afkar News*, 11 Feb. 2013 (<http://www.afkarnews.ir/vdcicqazrt1a3z2.cbct.html>)。
- (16) 8名の候補者が一堂に介するテレビ討論会は、5月31日と6月5日、7日の計3回行なわれた。第1回討論のテーマは経済、第2回のテーマは文化、第3回のテーマは内政・外交であった。
- (17) メフル通信が選挙の2日前、2013年6月12日付で報じた「最新の世論調査結果」では、1位ガーリーバーフ (17.8%)、2位ロウハーニー (14.6%)、3位ジャリーリー (9.8%)、4位レザーイー (7.8%)、5位ヴェラーヤティー (6.5%)、6位ガラズイー (0.8%)、という順位であった一方で、回

答者の30.5%が、「(誰に投票するか) まだわからない」と回答していた。“Natayej-e nazarsanji-ye khabargozari-ye mehr,” *Mehr*, 12 June 2013 (<http://www.mehrnews.com/detail/News/2074502>).

- (18) スピーチ全文はハーメネイ最高指導者ウェブサイトに掲載 (<http://farsi.khamenei.ir/speech-content?id=22900>)。
- (19) 開票状況の途中経過はまず選挙翌朝(6月15日)の朝6時に発表されたが、この時にロウハーニーの得票率はすでに46.64%に上っていた。なお、第11期大統領選挙において、翌朝8時の時点での総開票数は300万票であった。これに対して第10期大統領選挙に際しては投票の翌朝8時の時点ですでに3000万票の開票が終わっており、このような相違も、第11期大統領選挙と第10期大統領選挙の実施方法の違いを際立たせることになった。
- (20) そのような試みとしては、松永泰行「第11期イラン大統領選挙を巡る国内政治過程——ロウハーニー当選の背景とその制度的意味合い」『中東研究』518号(2013年10月22日)、3-14ページ、佐藤秀信「必然と偶然が生んだ新大統領——第11期イラン大統領選挙の集計結果までの展開」『中東研究』518号、23-38ページなどを参照。
- (21) 初期の核交渉をめぐるイラン国内の動きについては、以下を参照。坂梨祥「核問題をめぐるイラン国内の動き」『核開発問題をめぐるイラン・米国関係がイラン並びにペルシア湾岸諸国の安全保障に及ぼす影響に関する調査』、日本エネルギー経済研究所中東研究センター、2006年3月、35-48ページ。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 国連安保理が繰り返し対イラン制裁を科しているにもかかわらず核技術開発を停止しないイランの事情に関しては、以下を参照。坂梨祥「核問題とイランの事情」『エネルギー・資源』(エネルギー・資源学会)32巻1号(2011年)、17-21ページ。
- (25) 一方で、2007年5月には、1980年の米・イラン断交以来初めてとなる、イラク問題をめぐる米・イラン直接対話を実施された。ロウハーニー大統領は2013年9月の国連総会出席に際し、オバマ大統領と電話会談を行なったが、これに対する批判を受けて、イラン国内では「米国との対話はそもそもアフマディーネジャード政権期に始まったものである」とする反論もみられた。
- (26) たとえば、“U.S., Iran held secret talks on march to nuclear deal,” Reuters, 24 Nov. 2013 (<http://www.reuters.com/article/2013/11/24/us-iran-nuclear-bilateral-idUSBRE9AN0FB20131124>)などを参照。
- (27) 第11期大統領選挙に際しても、カナダのベアード外相などは選挙翌日の6月15日、「6月14日の投票結果は実質的に無意味である」とのコメントを発表した。しかしこれにはイラン国民が反発し、6月21日、ベアード外相は前言を撤回した。“Canada FM reversal: Iranian election no longer ‘meaningless’,” Radio Canada International, 21 June 2013 (<http://www.rcinet.ca/en/2013/06/21/canadas-fm-reversal-iranian-election-no-longer-meaningless/>).